

申請が
必要です！

令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付 (支援給付金)のご案内

支給対象

中学生以下

9月1日

高校生等

10月1日

以降の離婚等によって、2月28日時点で、児童を養育しているものの、給付金を受け取っていない方が対象(※)詳細は裏面の「よくあるご質問」をご覧ください。

中学生までの児童を養育されている方で、
児童手当（本則給付）の支給対象となる児童の保護者の方は
2月中に児童手当の受給手続きを行ってください！

支援給付金ってなに？

離婚等により、新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、既に支給が進んでいる子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない方に対し、子育てを支援する目的で実施するものです。（他の給付と同様に、所得制限があります。）

どう申請すればいいの？

申請書に必要事項を記入して、柏原市子育て支援課23番窓口へご提出ください。
児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は添付書類が必要です！

支給額

対象児童一人につき

10万円

※元養育者からすでに給付金の一部を受け取っていたり、児童のために消費されている場合はその額を差し引いた額

対象児童

子育て世帯臨時特別給付金の対象と同じ

申請期限

令和4年3月31日

※当日消印有効

よくあるご質問は裏面をご確認ください。

よくあるご質問

Q. 誰が給付を受け取ることができますか？（支給対象者）

A. 大きく分けて、以下の方が支給の対象となります。

- ① 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続きを完了し、申請時点において児童手当の受給者）になった方
- ② 令和3年9月30日においては、主たる生計維持者として、高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は申請時）において主たる生計維持者として高校生等を養育している方
- ③ その他これらに準ずる方（DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等）

Q. 必要な書類はありますか？

A. 申請先市町村において、児童手当の受給者変更を既に行っている場合、基本的には申請書のみ提出で問題ありません。児童手当の対象とならない高校生等の養育者の方の場合は、以下の書類が必要となります。

- ① 令和4年2月28日（それ以前に申請する場合は申請日時点）までに離婚したことがわかる書類（離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等）
 - ② 住民票
 - ③ 申請者の令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書
- ※①～③について、すでに児童扶養手当等の手続きで提出済みの場合や、柏原市が公簿等で確認できる場合は不要ですので、下記までご確認ください。

Q. 10万円から控除（減額）される対象になっている、元養育者が子供のために費消した額とはどのようなものですか？

A. 元養育者が給付金を基にして、対象児童に対してランドセルや学習机当をプレゼントしたなど、本給付金の受給を契機として新たに子供のために使われた額として申請者が申請時点において認識しているものであり、自己申告に基づくこととなります。



「子育て世帯への臨時特別給付」に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

柏原市役所子育て支援課家庭係



072-972-1563

内閣府 子育て世帯への臨時特別給付金

検索

(<https://www5.cao.go.jp/keizai1/kosodatesetaikyufu/index.html>)